

● 職員の平均年齢、平均給料月額および給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長門市	42.7歳	342,731円	386,074円
			376,688円
国	40.7歳	325,724円	383,541円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長門市	47.6歳	335,833円	359,275円
			354,496円
国	48.8歳	287,094円	320,514円

（注）1「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのもので、下段は国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

● 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分	区分	長門市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	177,200円	184,200円	177,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円

● 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	252,600円	290,600円	341,300円
	高校卒	207,000円	252,600円	290,600円

● 一般行政職の級別職員数（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	事務・技術職員	12人	3.5%
2級	事務・技術職員	24人	7.0%
3級	主任主事・主任	114人	33.1%
4級	係長・主任	40人	11.6%
5級	課長補佐・係長	79人	23.0%
6級	部次長・課長・主幹	68人	19.8%
7級	部長	7人	2.0%

● 期末手当・勤勉手当の状況（平成18年度）

長門市	国
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,652千円	—
（平成18年度支給割） 期末手当 3.0月分 3.0月分 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	同 左
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25% ・役職加算 5～20%	・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

● 特殊勤務手当の状況（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決済）	5,895千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	38千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	15.5%
手当の種類	12

● 時間外勤務手当の状況

支給実績（平成18年度決算）	34,256千円
支給1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	113千円

（注）退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

「人事行政の運営等の状況」をお知らせします

人事行政の公正性と透明性を高めることを目的に、市の職員任用、職員数、給与など、人事行政の運営等の状況について市民の皆様にお知らせします。

詳細な内容については、本庁3階閲覧コーナーまたは市のホームページ（<http://www.city.nagato.yamaguchi.jp/>）で見ることができます。

職員の任免および職員数に関する状況

● 採用の状況（H18.4.2～H19.4.1）

区分	試験	選考	計
一般行政職	8人	0人	8人
消防吏員	4人	0人	4人
計	12人	0人	12人

● 退職の状況（平成18年度）

退職者数	39人
------	-----

● 再任用の状況（H18.4.2～H19.4.1）

区分	再任用	
		更新
一般行政職	0人	0人
計	0人	0人

● 採用試験実施状況（平成18年度）

試験職種	採用予定者数 （募集人員）	1次試験 受験者数	採用者数
一般行政職	10人	79人	8人
消防吏員	3人	31人	4人
計	13人	110人	12人

● 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在：人）

区分 部門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成18 年	平成19 年		
一 般 行 政	議 会	6	6		
	総務企画	129	122	△7	財政課と監理課、総合支所総務部門統合
	税 務	28	28		
	民 生	108	103	△5	保育所退職者不補充
	衛 生	39	38	△1	事務統合
	農林水産	41	39	△2	総合支所経済課と施設課の統合
	商 工	13	13		
	土 木	46	44	△2	建設課と都市建設課の統合
	小 計	410	393	△17	
特 別 行 政	教 育	73	63	△10	教育事務所廃止、退職者不補充
	消 防	68	69	1	退職者補充
	小 計	141	132	△9	
公 営 企 業 等	水 道	19	19		
	下 水 道	25	23	△2	日置地区下水道建設事業終了
	そ の 他	17	18	1	介護保険部門事務増
	小 計	61	60	△1	
合 計		612 [629]	585 [629]	△27	

（注）職員数は、一般職に属する職員数で、教育長、休職者、派遣職員を含み、臨時および非常勤職員は除いています。〔 〕内は、条約定数の合計です。

職員の給与の状況

● 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（18年度末）	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A
18年度	41,135人	22,270,078千円	305,865千円	5,499,101千円	24.7%

● 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
19年度	523人	2,182,266千円	244,801千円	885,458千円	3,312,525千円	6,334千円

職員の勤務条件、分限・懲戒、研修に関する状況

● 一般職員の勤務時間の状況

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8時間	8：30	17：15	12:15～13:00	平成19年度から廃止

(注) 職務の特殊性または当該公署の必要等により、特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間については、任命権者が別に定めています。

● 一般職員の年次有給休暇の取得状況

平成18年 平均取得日数	8.9日
--------------	------

● 介護休暇の取得状況（平成18年度）

区 分	取 得 者 数
男 性 職 員	0人
女 性 職 員	1人
計	1人

● 育児休業、部分休業の取得状況（平成18年度）

区 分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男 性 職 員	0人	0人
	0人	0人
女 性 職 員	3人	0人
	5人	0人
計	3人	0人
	5人	0人

(注) 上段は平成18年度に新たに取得した者、下段は平成17年度から平成18年度にかけて引き続いている者の数です。

● 職員の分限処分の状況（平成18年度）

処分事由	処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合						0人
心身の故障の場合						0人
職に必要な適格性を欠く場合						0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						0人
刑事事件に関し起訴された場合						0人
条例で定める事由による場合						0人
合 計		0人	0人	0人	0人	0人

● 職員の懲戒処分の状況（平成18年度）

処分事由	処分の種類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	2人(速度違反)					2人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合						0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合						0人
合 計		2人	0人	0人	0人	2人

(注) 1. 分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、職員の意に反して不利益な身分上の措置を講ずることをいいます。
2. 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持することを目的に、職員の義務違反に対する制裁として行う処分をいいます。

● 職員研修の状況（平成18年度）

区 分	研 修 課 程	回 数	延 受 講 者 数
長 門 市	法制執務基本研修、人権セミナー研修、税務研修など	8	207人
山口県人づくり財団	一般研修、専門研修、特別研修	34	70人
自 主 研 修	指定通信講座研修、自主研究グループ研修		2人 1グループ

● 勤務成績の評定の状況

毎年1回、職員の能力等について各所屬長が評価する内申書及び自己申告書を参考に、職員の昇任、異動等を行っています。
今後は、職員の能力・実績をより反映できる人事評価制度を導入する予定にしています。平成19年度から客観的で公平性、納得性や透明性の高い制度の構築に向けて、課長・主幹を対象に「人事評価システム」の試行を実施します。

● その他の手当（平成19年4月1日現在）

手 当 名	内 容 お よ び 支 給 単 価	国との異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容
扶 養 手 当	○配偶者 13,000 円 ○子・父母等 1人につき 6,000 円（配偶者を扶養していない場合は1人目を 6,500 円） ○配偶者がない職員の扶養親族のうち 1人目のみ 11,000 円 ○満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000 円の加算	同 じ	
住 居 手 当	○借家 ・家賃 19,000 円以下 家賃から 8,000 円を控除した額 ・家賃 19,000 円超 家賃 19,000 円を控除した額の2分の1（16,000 円が限度）に 11,000 円を加算した額 ・最高限度額 27,000 円 ○自宅 3,000 円	異なる	○借家 基礎控除額 8,000 円 国 12,000 円 ○自宅 一律 3,000 円 国 新築5年以内 2,500 円
通 勤 手 当	○交通手当 運賃（定期券）が 55,000 円以下の場合 運賃相当額 ○交通用具 片道2kmから40km以上まで 14 区分（月額 3,000 円～24,000 円）	異なる	○交通用具 2 kmから 60 km以上 13 区分 2,000～24,500 円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長 44,250 円、部次長 37,395 円、課長 33,240 円、主幹 29,085 円 課長補佐 19,830 円を支給 （平成19年度から平成22年度の間は経過措置あり）	同 じ	
休日勤務手当	祝日法による休日等、年末年始の休日等において、正規の勤務時間に勤務した職員に支給 時間単価の 35%増の額支給	同 じ	
宿 日 直 手 当	宿日直勤務をした職員に支給 4,200 円	同 じ	
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当を受ける職員が、臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 部・課長級 6,000 円 課長補佐 4,000 円（6時間超 150/100 を乗じた額）	同 じ	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に支給 時間単価の 25%を支給	同 じ	

● 特別職の報酬等の状況（平成19年度）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市 長	790,000 円
	副市長	630,000 円
	教育長	560,000 円
報 酬	議 長	425,000 円
	副議長	360,000 円
	議 員	320,000 円

区 分		給 料 月 額 等
期末手当	市 長 副市長 教育長	（平成19年度支給割合） 3.35 月分
	議 長 副議長 議 員	（平成19年度支給割合） 3.35 月分
退職手当	市 長 副市長 教育長	（算定方式） 給料月額 × 在職月数 × 0.5 給料月額 × 在職月数 × 0.3 給料月額 × 在職月数 × 0.25 （支給時期） 任期毎 任期毎 任期毎